

会 議 録

1 会議名

第3回上越市自治基本条例推進市民会議

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 今後の進め方について（公開）
- (2) 条例改正に関する事項についての協議（公開）
- (3) その他（公開）

3 開催日時

平成24年9月26日（金） 午後2時から午後4時まで

4 開催場所

教育プラザ 研修棟2階 中会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員： 今井 不二子、岩井 文弘、海野 泰之、浦壁 澄子、閏間 輝一、
小山田 房子、川室 京子、栗田 英明、小林 毅夫、小林 美佐
子、志村 喬、野島 賢一、増田 和昭、横山 郁代、渡邊 隆
- ・事務局： 笹川自治・市民環境部長、自治地域振興課：塚田課長、宮崎副課長、
足利係長、柳澤主任

8 発言の内容

【塚田課長】

定刻より少し前ですが、皆さまお集まりですので、ただ今から第3回自治基本条例推進市民会議を開会させていただきます。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。設置要綱の第6条第1項の規定によりまして、これからは横山座長から会を進行していただきますのでよろしくお願ひします。

【横山座長】

ただ今から議事に入らせていただきます。本日の会議ですが、2時から約2時間を目途に予定をしておりますので速やかな進行になりますように私も努力いたしますので皆様も御協力をお願いします。

議事に先立ちまして、本日使用する資料について事務局から説明をお願いします。

【塚田課長】

— 資料の説明 —

【横山座長】

ありがとうございました。資料に基づきましてどのように協議を進めていくかについて、今後の進め方も併せまして説明させていただきます。

お手元の「今後の進め方について」をご覧ください。まず1番の今後のスケジュール（案）についてですが、本日の第3回目で条例改正に関する事項についての協議をしていただきます。具体的な方法については、後ほど提示させていただきます。

続いて第4回、第5回の2回を使って市の取組に関する事項についての協議をしていただきます。その後、第6回会議で市民会議として取りまとめる意見書の内容確認をしていただいて、意見書を完成させるという手順で進めていきたいと思っております。一応、市の取組に関する事項についての協議は2回を予定して、2回で作成するというふうに考えておりますが、万が一、それに収まらない場合があればもう1回、数を増やして全部で7回ということで予定をしております。

2番目の条例に関する事項についての協議ですが、意見整理表の意見ごとにこれから説明する手順で進めていきたいと思っております。まず始めに各委員さんに意見を提出していただいた中から必要に応じて補足説明をしていただきました後で事務局からも補足説明をしていただきます。それから意見に関する質疑応答を行って、これは皆さんと意見を提出していただいた委員さんと事務局に対する意見ということですが、その後、条例改正の可否に関して皆さんで協議をしていただきます。協議に当たってのポイントは、2番に書いてあるのですが、改正の必要性の根拠となる社会経済情勢の変化等があるか。条例の規定が原因となって具体的な不都合が生じていないか。この二つについて議論いただきたいと思っております。

その結果、結論の区分として条例改正が必要となる、または条例改正が必要ではない、といういずれかの結論を導き出していきたいと思っております。その結論が、条例改正が必要であるとなった場合には、具体的な改正内容について検討していただきます。改正内容については、委員の皆さんに要旨をまとめていただいて、具体的な文言については事務局で作成をしていただきたいと思っております。

条例改正が必要ではないという結論になった場合には、本日、次回以降の会議の中でどのようにしたらいいのかということをお協議させていただきたいと思っております。

3番の市の取組の事項に関する協議については、条例改正に関する事項の協議が終わった後に説明をさせていただきます。

最後に第6回の会議で予定している意見書（案）の内容の確認ですが、これまでの議論で事務局で作成していただいた意見書について、皆さんで確認をしていただきながら進めていきたいと思っております。資料として使用する意見整理表についても最終的に意見書に添付して、どういう形で出された意見として市長に提出したらいいかということも考えながら報告書として出していきたいと思っております。

ここまでで何か御質問のある方はいらっしゃいますか。

それでは、条例改正に関する事項についての協議に入りたいと思っております。

ここでは、条例に関する意見整理表の協議事項の1番から9番までについて協議を進めていきたいと思っております。その後、時間があれば市の取組に関する事項についての協議に入りたいと思っております。

まず「条例に関すること」についてですが、岩井委員から意見が挙がっております。この協議事項の意見書に書いてある以外で補足があればお願いをしたいのですが。

【岩井委員】

法律とか条例については素人でございます、ピント外れになっているかもしれませんがよろしくお願ひします。

社会経済状況の変化に応じて見直しを行うということでございましたので、個

人的に考えてみて、日本全体もそうですし、上越市もそのとおりだと思うのですが、少子高齢化が進んで人口が減ってきております。その関係で生産力が落ち、社会全体が沈滞化しております。そういう意味で上越市も例外ではないのですが、自治を進める上で条例の第1条の中に「自治を推進し、自主自立のまちづくりを行う」ということだと、「自治と自主自立のまちづくり」と全く似かよった言葉が重なっている。確かにそのとおりなのですが、今の社会情勢から考えて、このところにもう少しインパクトのある表現が必要なのではないだろうか。即ち「生き生きとした上越市」ないしは、「活力に満ちた上越市」というような文言を入れたいと思いますので挙げさせていただきました。以上です。

【横山座長】

ありがとうございました。事務局から補足説明があればお願いします。

【塚田課長】

ございません。

【横山座長】

この意見に対して御質問のある方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。特にないようですので、改正の要否について皆さんの御意見をお願いしたいと思います。

【増田委員】

「生き生きと活力のある上越市」という御提案でございますが、これは上越市の在り方を示した言葉なんです。ここでいっている自治基本条例の目的と理念というのは自治の在り方を指していることなので、上越市の在り方については、総合計画で記述がされておりますので、あえて自治基本条例の中で改めて記述する必要はない。そのことを言うことによって自治の目的、自治の理念がどこかに飛んでいってしまうというおそれがありますので、ここは改正の必要はないというふうに私は思います。

【横山座長】

他に御意見はございませんか。特になければ改正の要否について皆さんにお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(よしの声)

1 番目につきまして条例改正の必要性があるかないかということでないでよろしいでしょうか。

(よしの声)

では、1 番については、特に条例の改正は必要ではないということでもよろしいですね。ありがとうございました。

続きまして2番の「定義」というところで、海野委員から意見をいただいております。補足があれば手短にお願いします。

【海野委員】

補足説明ということではないのですが、おかしい答えをしていると見識の狭いことを言っているんだと取られかねない意見かと思うのですが、やはり自治ということには市政運営が基本になっていて、基本的には住民税とかいろいろなもので賄っている。それが現実的に動いているという中で、もちろん妙高市から働きに来ている人をないがしろにするということではなくて、ただその際にいろんな団体がこれから今の社会情勢とかいろいろなことで簡単に人が集まっちゃうようなシステムができちゃうとどういう集団がここに入ってくるのか分からないのではないかと思います。現状どんな問題があるか分かりませんが、今後、上越市の意見を二分しなければいけないとするべき問題があったりとか、それに近いことが起きた場合に、ある意見を、意思統一された団体とか、会社を登記してここで働き出せば、その人たちも住民の一人として扱われるわけですから、当然、住民投票とかというところには別の規則で縛られていますので、私も素人で詳しいことは言えませんが、そういったときの代表として、基本条例というのは基本になっているということについて、あえて市民を広げ過ぎるよりも、ある程度限定的にやって、その付随として、もっといろんな人とコミュニケーション取りましょう、差別をなくしていきましょうという理念を持っていくものであってもいいのかなというつもりで書かせていただきました。

【横山座長】

ありがとうございました。事務局から補足はないでしょうか。

【足利係長】

補足ということではないのですが、書いてある中身の説明という形になると思

うのですが、「市民の定義」につきましては、海野委員さんのおっしゃるとおり自治基本条例を作る際の市民会議「みんなで創る自治基本条例市民会議」の中でも相当議論をされたということを議事録を読んで私どもも把握をしておるところです。議論の中では海野委員がおっしゃるところがどうなのかというところが相当あったのですが、その中で結論としては、余り狭く定義をするのではなく、ここに書いてありますが、自治への関わりを断ってしまうこと自体が条例の趣旨に合わないと考えているというような全体的な意見のまとまりをもって、今回このような形で整理させていただいたということでございます。

もう一点、皆さんが疑問、不安に思う点につきましては、いろんなサービス等で住民という位置付けの不整合が発生するのではないかと。市民投票条例とか住民じゃない人はどうするのかという意見もあるわけですが、これについては個々の項目によって市民の範囲とか絞り込んで、市民とはこういうものだという定義をしましょうということで、ここの自治基本条例と他の項目というのは分けて整理をしたと私どもでは把握をしておりますので、私どもとしては、条例改正まで必要ないのかな、今の市民の定義というのが適当ではないのかなと考えております。

【横山座長】

ありがとうございます。この意見に御質問のある方はいらっしゃいますか。

【増田委員】

質問ではなくて意見です。実は条例制定の時に私なりの問題を提起したんです。他の市民から、あるいは特定の意思を持った団体が上越市に乗り込んできて上越市を乗っ取ろうとしたときにどれだけのことができるか。ちゃんと防衛ができるのかできないかということを中心に細かく論議しました。議事録が残っていると思います。おおまかなことは全部防衛できると。ただ、市民運動という名前を変えてどこかの国のデモみたいなことが将来上越市でも起こりうるかもしれない。そのときに対処できるかといったときに、それは確率的には非常に少ないのですが、例えば上越市に原発を造るといったときに上越市民が考えるのではなくて、上越市民以外の人が乗り込んできて上越市をかき回すようなことをする。そのときにどうするかといったら自治が確立してあれば、このことはちゃんと抑えられるだろうということが一つです。

もう一つは、そのくらいのことがあったとしても、今の基本条例やいろんな仕組みがあれば、きちんと抑えられるという認識を持ちましょうということで、そこまでは書かなくてもいい。もし、そこまで細かいことを書くと、事務局から説明があったように他のことを制約してしまうおそれがあるということで、そこは書かないでおきましょうと。上越市の危機ということになったときには上越市も市民力があるわけですから、それなりに立ち上がってやりましょうというふうなことで、このところでは今まで以上ですよというふうに書いてもらっているというふうに思っております。

【横山座長】

ありがとうございました。他に御意見はございませんでしょうか。なければ、条例改正の要否について皆さんにお尋ねしたいと思います。条例改正が必要であるとお考えの方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

改正の必要がないという方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。条例改正は必要ではないということで進めてまいりたいと思います。

続きまして、「市の職員の責務」についても海野委員から御意見がありますが、補足があれば手短にお願いします。

【海野委員】

これもそうですが、基本的に要はこういう自治基本条例を知らない。私は知らなかった。私の近くで会合があるのですが、その中でも自治基本条例を知っていればもう少し違う意見が出てくるのではないかと私が出た感じで思ったんです。皆さんが知っていればもう少し違う話し合いの進め方があったのではないかとこのように感じたこともあります。法律専門家でもなく、条例を作るなんていう概念がなかったので最初に書いたのですが、文言だけでは理解ができない、正直言って。奉仕者って何。普段私たちが市役所に行って市政を運営されている方々と接した中で奉仕者という立場で見たことも感じたこともない。むしろ一般で働いている私としては、仕事として自分が携わっているから一生懸命それに取り組む

んだという意識がやはり強いというような気持ちもありまして、奉仕者という言葉がどうもしっくりこない。私も調べて、確かに憲法や何かでは、公務員規定、奉仕者としてという文言が書かれていますので「なるほどな」と思ったということなのですが、上越市基本条例をみんなに知れ渡るという観点から、ここではもう少し噛み砕いた言葉を使った方が一般的に認知度が広がっていきやすいのかなと思って書かせていただきました。

【横山座長】

ありがとうございます。今の意見について事務局の方で補足はありますでしょうか。

【足利係長】

補足説明ですが、こちらに意見に対する考え方が書いてございます。憲法及び地方公務員法に書いてありましたことをそのまま載せさせていただいたものです。逆に新たな言葉を使ってしまうと定義といいますか、これがどんなものなのかということを書かざるを得ない。それにより分量が増えたり、そういうものも斟酌した上でこのような形になったものであります。併せて市民会議の中で市政運営に携わる人たちは公僕精神を忘れないでほしいという思いが相当強かったというふうに聞いております。その様な意見を受けまして職員の部分については、全体の奉仕者だという表現で公僕精神を盛り込んだというような状況になっています。補足としては以上です。

【横山座長】

ありがとうございました。このことについて意見等ございませんか。なければ改正要否について皆さんにお尋ねいたします。条例改正が必要だと思われる方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

条例改正は必要ではないということよろしいでしょうか。

(よしの声)

ありがとうございます。

続きまして、「市政運営の基本原則」ということで栗田委員から意見が出ておりますので補足があればお願いします。

【栗田副座長】

中身については、書いてあるとおりでありますが、逐条解説を見ながらやっておりますが、15条の第2項のところ「持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向けて」のところを読んでいると何も問題ないように感じたのですが、その後からの文言が一つずつ読んでいくと、どのセンテンスも特にその言葉だけを見ていると当たり前のような普通の言葉が順次並んでいるのですが、これを一つの文章にしてしまうと分かりづらくなっています。

まず一点は「持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向けて」という、その目標というか方向というか、それを書くことによって次からの検証が難しくなっていると思ったので、ここを抜きましようというのが一点です。

それから今の話のとおり、その後四つの言葉が書いてあるのですが、「市内の資源を最大限に活用する」ということと「施策を戦略的に展開する」「施策相互の連携を図り」というのと「最少の経費で最大の効果」という四つの項目については本来、ずらずらと文章にするよりも一つずつを分けていった方が分かりやすかったなと思っています。そうしないとこれを読んでいくと意味が分からなくなっているのがたくさんあると思う。「最少の経費で最大の効果」というのは、最少の経費を上げるのが目的なのか、最大の効果を上げることのために最少の経費なのか、どちらを重視しているのかというのが分からない部分もあったりするので、それらを含めてなのですが、方向性ということと書き方としては別々に並べるとかということ提言したいと思います。

【横山座長】

ありがとうございました。事務局からこの意見に対して補足があればお願いします。

【足利係長】

栗田委員からの御意見でございますが、二点あるかなと思います。「持続的に発展する」という文言について必要であるかどうかというところですが、こちらに書いてあるとおりでありますが、地域社会を持続的に発展させていくことは根本的に必要なことであるではないかと。そういうところに立ち返ったときに長期的な視点に立って、現状だけではなくて将来的にこういうまちを目指していくんだという

ことで発展していくことが可能な地域社会の実現に向けるんだというメッセージをここに加えたんだと思っております。

もう一点、「最少の経費、最大の効果」というところですが、こちらも地方自治法に書いてある言葉でございまして、我々、地方自治というものは常に能率的かつ効率的に処理されなければならないという地方自治運営の基本原則を定めている、その文言をそのまま使ったものでございます。

【横山座長】

ありがとうございました。このことに関して御意見のある方はいらっしゃいますか。

【増田委員】

「持続的に発展することが可能な社会」という言葉。非常に意味のある言葉なんです。どういうふうに意味があるかというたとえば、ある人が市長になったと。自分の任期中だけ良い格好をしようと思って、どんどん借金をして作った。「あの市長は良いものを作ってくれた」という市長は評判を成すが、その市長が辞めたら借金しか残っていなかった。それが今言う「持続的に発展するまちづくり」という観点が抜けているわけです。そういうふうなことが起こり得る可能性がないとはいえないので、そういうことに対して油をかけているんだということになりますので非常に意味の深い言葉が入っていますので、いろんなところで自治基本条例、逐条解説を持って行って見てみるといろんなところで引っ掛かるところがいっぱいあるということがありますので、そういうところへ持って行って眺めていただいで活用していただければもう少し全体の地域としての盛り上がりができるのではないかなと思います。そういう意味もありますということで申し上げました。

【横山座長】

他に御意見のある方はいらっしゃいますか。

【浦壁委員】

この進め方ですが、私たち委員会は、条例に対する要望とか条例文の説明とかそういうふうな要望的なものとかの使い方等について云々するのではなくて、基本条例に対してどのように市が取り組んでいくとかそういうふうなことを前提

で検討する委員会かなと思っているのですが、今このようにして、これも大事なことです、こういうふうの一つずつ文言的なもの、言い回し的なものについて一々検討していますとこれだけのものができるのかなと。一番大事なのは市の取組に関するところ、こういうふうなところが重点的に協議すべき委員会だと思っているのですが。今の意見の内容ではないのに口を挿んで申し訳ないですが、進め方として既に30分も過ぎていますし、今のような文言的なものに拘って、でもこれはあくまでも条例文ですし、それにのっとなって法令の文ができていますので、その様式にのっとなってどんな方面から突かれても問題ないようにしておくというのが大前提でありますので用語的なものについては、制定の時にやっていращやるわけですから他の取組とかそういうものに時間を割いて、協議事項として挙がっていますが、もう少し簡略にした方がよいと思います。

【横山座長】

分かりました。今後の進め方について事務局から説明していただきましょう。

【塚田課長】

過去2回の会議の中で会議の進め方について議論をしていただきましたが、まずこの会議は、今の自治基本条例が社会情勢の変化等と照らしてみても不都合なところがないのか、改正すべきところがないのかを見直す、というのが第一の目的になります。そのために私どももセルフチェックをやらせていただいて、それを取っかかりにして問題点を把握していただいて出していただいています。それを今、出していただいたものを分析する中で、それが条例に起因しているものなのか、条例は問題ないが市の取組がまずくて問題が起きているのかというところの整理をしていただくというのが今の議論になるのかなと思います。

第一の目的となる条例改正については、今ここで直接関係しているものについては、やってもらっています。その後は市の取組についてもやってもらいますので、これについては○×△と付けていただきましたので、数多い中からまずは条例改正に起因することと我々も当初感じるところについて優先的に議論していただいて、残るところについては、次回以降取り扱いをお願いしたいというふうに思っていますので、今やる場所については、今は文言に近いところをやっていますが、逆に言えばそこが条例に不都合があるかないかを精査しているという

ころですのでそういうふうに御理解をいただきたいと思います。

【横山座長】

浦壁委員よろしいでしょうか。

【浦壁委員】

はい。

【横山座長】

では、話が途中になってしまったのですが、栗田委員の方で意見として挙がっております「市政運営の基本原則」のところで他に御意見はございますか。なければ改正の可否についてお伺いしたいと思います。このことについて条例改正が必要だとお考えの方、挙手をお願いします。

(挙手なし)

いらっしゃいませんでしょうか。無ければ条例改正の必要はないということでよろしいでしょうか。

(よしの声)

なしということで進めていきます。

【横山座長】

次に「都市内分権」のことで渡邊委員の方から御意見が出ていますので補足説明をお願いします。

【渡邊委員】

補足説明させていただきます。これは自治条例ができた時、5次総が絡んで13の地区が外から合併された時期もあって、地域の自治区に関しては、かなりセンシティブに考えていた時代だと思うんです。そういう意味合いで見ると地域の自治区を定めて市の運営を円滑にするというのが基本条例の格言だと思うのですが、3項のところはかなり具体的なところを書いていて、他の条例とかを合わせてみるともう少し簡素化していいのではないかと。文言として整理した方がいいのではないかとというのが私の考えです。環境も変わっていて13の地区もかなり安定してきて問題点が別のところに出てきたりしてるので、そういうところに合わせて文章を変えてみる。具体的には考えていないのですが検討してみる必要があるのかなと指摘させていただきます。

【横山座長】

ありがとうございました。この意見について事務局からお願いします。

【足利係長】

御指摘の32条の地域自治区が他と比べて細かいのではないかと。併せて市民投票条例のところも細かく書いているのですが、これについては、制定当時に根幹となる上越市の特徴的なものについては、ちょっと違うものにしようじゃないかと。そこで地域自治区制度については、上越市の特徴的なものなので、こちらの位置付けが明確化又は恒久化しつつ都市内分権の仕組みを基本条例の中にも謳いこんでいこうというような思いが強かったということで、ここは違うという考えになったのではと考えています。以上です。

【横山座長】

このことについて皆さん御意見がありましたらお願いします。

【増田委員】

自治基本条例の、先ほどの公務員の精神的な文言が書いてある仕組みのようなお話がありましたが、渡邊委員の言うとおりの他の条例とはちょっとニュアンスが違っているんです。なぜ違っているかという、これはわざと違えたのですが、要は普通の条例ですと、他の条例ですと地方自治法の第何条に書いてあるとか、あそこに書いてあると書いてあるんです。実は六法とか条例集を首っ引きで見ないとその条例を理解できないというのが今の条例体系なんです。

自治基本条例というのは、要するに市民のための憲法だから市民があっち見て、こっち見て、法令集見て、条例集見てってこんな条例を作っても理解されるわけがない。できればこの条例を見ただけでおおよそのことが分かるような条例にしようという基本精神がありました。だから逐条解説を見ても、おそらく地方自治法第何条に書いてある、第何条にこう書いてありますと多分書いてあると思います。そういうふうにかなり丁寧に作ってあります。他にないということに関しては論議されましたが、やはり住民の憲法であるからには他ではなくて、大勢の人に理解していただくために少し懇切丁寧にやろうよというふうな話し合いがありまして、少し眺めは違うけどそういう条例にしようねというふうな雰囲気の中にこの条例を作ったわけです。それが作った当時の基本的な考え方についてです。

その辺のところを御理解いただければいいなと思っています。

【栗田副座長】

私も渡邊委員に同感なのですが、先ほど32条の説明があったのですが、38条ですか、市民投票条例は。あそこだけは具体的過ぎて全体からするとバランスが悪いという思い。少し細かいところでここまで書いてしまうと、にっちもさっちも動けなくなってしまうんじゃないのかと思いますので、どこまで支えられるのかと不安に思っています。あくまでも基本条例でいきたいなと思います。

【笹川部長】

今の栗田委員の御意見で次のページのNo.7にも絡んでくると思うのですが、二つの考え方があるのかなと。今問題になっているのは33、5条ですが、公募公選制というものをその時の議論がどういう議論だったかというのがあるのですが、特徴的なのは、公募公選制をここで明記したというのがある。それが特徴になっています。ですので一つの考え方によっては、編集上ということから考えれば確かに渡邊委員のおっしゃるように無くても良いのかな。むしろここに4、5項のほうで別の条例に委任していますから、そのところで委任するというのは考え方としてある。ですが、その当時の考え方としてこの地域協議会委員の選出に当たって、今後の政策を入れるということを大きく謳ったんだと思う。このことの趣旨との関係でここをどういうふうにするのかなということだと思うんです。それは両方の考え方がある。編集上でこういうのは入れないよと思う人もあるだろうし、別の考えでその時の非常に強い思いでこういうふうに残っているんだという両方の考え方があるのかなと思います。

【渡邊委員】

例えばここで、地域協議会の構成とかそういうものを、地域に自治区を置くことを上越市のような公正な場所がリリースして、それを具体的にどうやるのかは政治の問題ですよね。それを規定しちゃっているところがちょっと。できればこのところをもう少し緩やかに書いておいて、市長が変わったり、別の字句に関しても新しい色を出せるような。逆に言うとそういうことをさせないために書いたのかなと思う。増田委員の話を知っているとどこかから暴動が起きた場合の話があるが、私はそういうふうには思わない。

逆にちょっと怖いかな。ここは自治区というものを抜いて大きな地域を自主的に管理して仕事をするんだというような文章を書いて、具体的なものはどこかに定めるとするのが普通なんじゃないかと思うのですが。かなりこのときは議論したんですよ。13地区がうるさくて。私は5次総の議長をしていたからよくわかります。これは今ある時代が変わってきて、その時に要求があったのもう少しそこをそいでもいいのかなと。だから議論をしてみたらいかがですかということを行っているんです。

【横山座長】

渡邊委員からいろんな情勢が変わってきていることもあって、もう少しここはニュアンスを変えて文章として定めておいた方がいい。他のところでもう少し付け足したりした方がいいのではないかという御指摘がありました。他に御意見ございませんか。

【海野委員】

質問なのですが、この逐次解説書の中で「15の合併前の上越市の区域において15の地域自治区を設置することとした」というのがありますが、これが謳ってあることで15の地域自治区を崩そうとするようなことができなくなっちゃう可能性がある。要は段々雰囲気が変わってきて、例えば上越市の頸城村に近い方の人たちは本当はどちらもこちらも頸城村に近いような感じで。青野の人たちとか、一緒にやりたいなと思っても、そういうことが組みかえられないように縛りができちゃうのではないですか。

【渡邊委員】

もう少し大きく基本的に仲良くやるんだというような形に。これは私の問題提起なのでできれば議長はこれを今、決定しないで議論をしましょうという形で次に進んでいただければいいです。

【横山座長】

分かりました。皆さんの方からいろんな議論が挙がっておりますので、渡邊委員から御提案がありまして、この件については、他のところでもう少し皆さんで議論をし合うということによろしいでしょうか。

(よしの声)

ありがとうございます。

続きまして栗田委員から「都市内分権」の御意見も挙がっていますが、このことについてお願いします。

【栗田副座長】

逐条解説を皆さんお持ちだと思いますが、31ページに載っているのですが、解釈運用の一つ目の○のところに「本条における都市内分権とは、住民に身近な課題はできるだけ住民に近いところで」と書いてあって、「地方分権の考え方を都市の内部に当てはめた考え方である」と書いてあります。地方分権そのものは、その当時も今も含めて大変大事な考え方ですが、5年前と違っているのは、地域主権という言葉があるかと思うのですが、私はこの時点でも都市内分権ではなくて地域主権としてはどうかという提案を挙げさせてもらっていましたが、地域主権という言葉そのものがあの時はまだなかったんです。私は言っていました。地域主権という言葉が今でもその言葉が正式な言葉かというのが議論になると思ったので、ここでは地域自治区という言葉に変えるということで、あくまでも都市内分権の分権の話ではなくて住民の方が主体になるという考え方だから中央集権に対して地方分権があるのだから真ん中があるから地方があるというのと同じで、この言葉は本来は使うべきではないと今でも思っていますので、5年前とは変わっているという点も含めて提案します。

【横山座長】

ありがとうございました。この意見に対する考え方について事務局から補足がありましたらお願いします。

【足利係長】

補足をさせていただきます。資料に書いてあるとおりですが、こちらの都市内分権を地域自治にすべきではないかということも大分5年前に議論がありました。議会からもそのような要望が出されております。その時に都市内分権で地域自治という言葉を使ってしまうと国と地方との関係ではなく、地域自治というのが上越市自身の自治をイメージさせてしまう。国と地方との関係で地域自治という言葉が連想されてしまうので上越市内の分権という意味合いに読み取れないという議論がございまして、最終的には都市内分権という言葉に至ったということを補

足説明させていただきます。

【横山座長】

ありがとうございました。このことについて御意見はございますか。都市内分権については、先ほど渡邊委員のところにも絡んでくると思うのですが、意見があればお願いします。

【増田委員】

ここに都市内分権と書いてあるのですが、地域自治区ができて都市内分権ができていないか考えた時に地域自治区といいながら実質機能しているのは地域協議会なんです。地域協議会はどういうふうに動いているかという諮問事項が主に動いている。それから自主審議事項もありますが、自主審議事項で挙がっていったことについて、それは必ずやりますよというそういうものではないはず。挙がっていったものを市長は参考にして回答を出しますよということなので、それくらいのことを果たして分権と言えるかどうか。権利を分けたという考え方ができるかどうかとなると、常に行政に抑えられている状況で、それを分権と言えるかという非常に怪しい部分です。

それから予算権が全くない。例えば安塚区でこういう予算を立てたいんだけど皆さんどうかね、と事前の伺いもなくして議会が承認するまであなたたちには話せないよというふうなことになっている。これをもって分権といえるか。とても分権とは言えない。こういう実態からいうと当分の間は都市内分権という言葉を残してもう少し地域協議会に活躍してもらおうような、地域協議会に地域のことをもっと考えてもらうような仕組みをしっかりと作っていかないと自治基本条例があるけどなかなか内容が伴わないよねということになりかねないので私はいずれ地域自治という言葉になる時が来るかもしれないが、まだ時期が早いんじゃないかな、当分は都市内分権という言葉を残して私たちがそういうことを意識しながらやっていった方がいいのではないかというふうに思っております。

【小林（毅）委員】

私も増田委員の意見に近い。ちょっと言葉が古くなっているという気がするので、やはりこの形を残して上越市として進めていく必要がある。こうやって話したことをしっかり付けて何を残したかを市民全体に付言するという意味も付けて

ここに残すように決めたらどうかなという感じがします。これから何回もそういうことが繰り返し出てくると思うのですが、象徴的にこの言葉は古臭いかな、でも残そうということはこの会みんなで口にしていこうとこの会議の全体の最後に出てくればよいと思いますが、今はどうでしょう。

【横山座長】

ありがとうございました。他に御意見はありますでしょうか。

(なしの声)

なければ改正の要否について皆さんにお聞きしたいと思います。条例改正の必要があるという方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

ないようですので条例改正の必要はないということで決めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(よしの声)

ありがとうございました。

続きまして、No.7、栗田委員から「公募公選制」について意見がありますので補足説明をお願いしたいと思います。

【栗田副座長】

先ほど部長からお話をいただいたことについてですが、32条3項の最後の方に「市民の投票を主体とした選任手続を採用する」という部分は、抜いた方がいいだろうとっていて、これを今抜いたからといって選び方として今までどおりの公募公選制が否定されるわけではないので今後のことも考えるのであれば、ここを抜いておくことがまず一つとっています。実際には、公募公選制、公募が大事であって公選が必要であるかというのは別の問題だと思っていますので、それよりも公募の中からきちんとした何らかの選考委員みたいなものがあって公平で、かつ市民の多様な意見が反映される。年齢とか男女比とか地域とかを考えた中で公募の中から選ぶというのが適切だと思います。実質的に選挙をやっても知らない人が知らない人を選んで、出る方も分からないし、選ぶ方も分からないというような状態というのは本当に適切かどうかというのは別の問題だろうと思っていますので、とりあえずその部分を抜くということを提案したいと思います。

【横山座長】

このことについて事務局の補足説明がございましたらお願いします。

【足利係長】

説明をさせていただきます。第3項の公募公選、「市民の投票を主体とした」のところを抜いたらどうかということにつきまして、先ほどのお話でもあるのですが、こちらの制度を作るときには、公募公選というのが重要な根幹を成す部分であるというような議論がございました。その中で先ほどの意見と逆の視点になるのですが、ここの部分を今後、市長が変わったりとか定義的にいろんな流れで変わったときにでも公募公選制というのは残すべき。そのためにもここに敢えて入れるんだという議論があったということです。栗田委員がおっしゃるように抜いたらどうだ、柔軟にしたらどうかという御意見も一方であるかと思うのですが、逆にこれは守るべきだということで入れたということは御承知ください。

【横山座長】

ありがとうございます。このことについて皆さん、御意見ございますでしょうか。

【増田委員】

新潟市にも自治協議会というのがあるんです。地域協議会ではなく自治協議会というのが、委員が30名くらいいるのですが、全部市長の選任なんです。選考委員もいるのですが、肩書を持った人たちがずっと出てきておまして、本当にこれは自治協議会というけど市民の代表なのか、というのがあるわけです。市民にとってみれば全然私たちとは関係のないところで、関係のない人たちが関係のない話をしているというのが実態なんです。上越市はそういう市政にはしたくないという思いがありまして、やはり住民一人一人から市政のことを考えてもらいたいという強い思いがありまして、こういう制度を作っているわけなので、仮に今ほとんどのものが公募になりますが、全員公募という部分には意味があるし、公選という部分には公募したときにこういう論議がある。今の審議会、委員会でもそうですが、その委員の皆さん、私たち委員もそうですが、一人一人は市民を代表していますか、というふうに聞かれるわけです。皆さんもあなた方は自分の立場で自分の地域を代表してますか、市民を代表していると思っ

というふうに聞かれたときに「私は代表してます」と自信を持って言えるかどうか。町内会長は、住民を代表しているといえるのですが、ある案件について町内会長に聴いたときに、町内会長は住民一人一人に意見を聴いているかどうか。「僕はこう思うから」と自分の意見を言って「住民を代表していると思うよ」と言っているわけです。私たちも別に個々の市民に意見を聴いてここに出てきているのではなくて、大方の市民はこう考えるんだろうな、こういうふうに考える市民もいるんだろうなということを思いながら発言しているわけです。それが要するに委員の役割なんです。ここに公選を入れるということについては、実質的には選挙になりにくい。特に地方では人を思んばかりの気持ちが強いから選挙にはなりにくいのですが、こういう制度があるということで皆さんから認められた委員なんだということのオーソライズができる。これは非常に大きなことなんです。審議会の私たちのところは誰が決めたんですか。公募して市長が任命したわけで、市民の皆さんに私たちが自治基本条例について検討しますよということは公にはなかなか出ていない。地域協議会委員については全部、市民の皆さんに知らせているじゃないですか。あれが要するに大きな意味があるということからいうとやはり実質メリット云々という話もありますが、公募公選制というのは外せないのではないかと思います。一つの自治のモデルとして上越市はやっていくしかないかなと思っておりますので、このことについて大きな弊害が出ているというわけではありませぬので公募公選制は、もうちょっと続けた方がいいのではないかなと思っております。

【海野委員】

お聞きしたいのですが、公募公選制として今まで私も10年くらいになるが、地域協議会を含めて選挙になることはまずない。

(あるという声)

あるんですか。この「みんなで創ろうわたしたちのまち 自治基本条例」(パンフレット)の説明を見ると、初めに公募を行い、その結果、公募者が定員を超えた場合は区の住民による選任投票を行い、というふうになっています。そのときが選挙ということですか。

(そうですという声)

そのときに例えば選挙費用というのは、市が持つのですか。

(そうですという声)

選挙活動的なものはあるのですか。

【増田委員】

選挙活動については、具体的な取組はありませんが、一応、公職選挙法に基づいてやります、ということになります。実態的には、個人が手作りのチラシを作って配ったという程度で終わっています。それ以上、宣伝までしてやるメリットはありません。

【海野委員】

そういうことなんです。投票に行ったか。もちろん、改選がなかったからと言われればそれまでなのですが、投票に行かなきゃいけないという義務感も感じていなかった、選挙があったときに。要はそれくらい、形骸化しているものであれば、載せることは必要ですが、形骸化しているものについて載せるのであれば、もう少し具体的に進めていくべき文言を載せてもいいのかなと思います。

【増田委員】

形骸化というふうにおっしゃいますが、必ずしも形骸化しているとは言い切れないです。というのは、例えば直江津区で地域協議会委員が18名なんです。「やってください」と言えば、パーッと応募してくるんです。18名になるんです。その次に19名目の人が来た時に「今、何人ですか」と聞けば「18名です」と「あなたが出すと選挙になるんです」というふうに教えるわけです。そうすると気持ちのある人は、「あいつが入って、あいつが委員になるとまずいから俺が出て選挙をやろう」と、こういう選択肢があるわけです。そういう場合は、選挙になるし、その時のメンバーは分かりませんが、18人になっているから、あえて「俺が出て選挙やるまでもない」となれば出さないです。そういう面では、全くものを考えていないわけではなくて考えている。18人のメンバーをどうするんだと言ったときに行政では見えない部分で、例えば町内会で何人出そうとか市民活動団体で何人出そうとかというふうな調整が裏で行われているわけです。

逆に公募公選制があるということがもう一つ、私が先ほどから危機管理のことばかり言っていますが、ある特定の団体がダッと地域協議会に出てきて特定の団

体が委員の大半を占めてしまったというふうになると地域協議会はその特定団体に動かされる可能性がある。そういうのは阻止しなければならない。というふうになったときに公選といった部分を残しておかないと公募だけでやって行政が把握できなければ、とんでもない人を全部委嘱しちゃうことになる。市民はそういうことを良く知っているから公選になったときに「まずい」と「対抗馬を立てよう」というふうにやるとそれなりの人を対抗馬に立てることができるというふうな意味合いもあって実はそこまで考えて作っています。

余計なことを言いますが、条例を作るときにありとあらゆるケースを想定して作らないと駄目なんです。先ほどもありましたように今の市長ではなくて代々市長が変わっていくと昔の悪代官のような人が出てきて「この市を牛耳ってやれ」と悪意を持ってこられたら、それに対抗できるかと言ったら対抗できない。法的な措置をどこかで作っておかないと。先ほどの地域協議会の話が一つの良い例です。そういうことを考えると公募というのが必要だし、公選というのも非常に必要だということになるわけです。そうでないと先ほどの悪代官が自分のことをみんな審議会の委員に勝手にこういうふうにやっちゃって、みんな悪代官の言うとおり「賛成、賛成」となって悪代官の言うことがみんな通ってしまう。こういう世界は作りたくない。というのがあって、決して前の市長とか今の市長とかが頭にあって言っているのではなくて、こういったケースを想定して対処できるものを作ろうという精神がこの中に入っているということを皆さんに知っていただきたいと思います。

【横山座長】

他に御意見のある方はいらっしゃいますか。

【渡邊委員】

増田委員がかなり一方的な意見を言ったので私は別の意見を言いたいと思います。結局は市民のレベルの高さなんです。それを低いからと謀議しては駄目なんです。私たちが何でいろんな知識を持ってやっているのか。反対しているわけではないです。これが重要なんです。他から変な団体が来るというんです。上越市に変な団体が来たときに今の上越市の中では市民レベルが高いからおそらくそういうことがないし、私は公募公選制というのは必要だと思うし、置いた方がいい

と思う。だけど増田委員みたいにあおられると明日から上越市を歩くのが嫌になっちゃう。そういうのではなくてみんながレベルを高くしていくというのが大事なんです。

もう一つは、言うか言うまいか迷っていたのですが、基本条例は図式を見ると分かるのですが、市長が悪者になっているんです。市長は我々が選び出したんだから、悪いときは悪いって言うし、良いときは支持をするし、反対ばかりではなくて支持するときは支持をするという意見を聴きたい。

【川室委員】

今、私は地域協議会の現職で2期目です。2期とも公選で入ったのですが、渡邊先生がおっしゃられたように民度の高いまちなのに部分的になると非常に民度が低くなるというギャップに悩まされているところですね。それと公との協働については非常にいろいろな意味で学習中で、今急いで変えないで、これに関しては学習する時間をもう少しいただかないとみんながついていけないという実感を持っています。ですから今の時点で私はあまりこだわらないで勉強する時間がほしいなと思います。

【足利係長】

今の意見で補足をさせてください。公募公選制については、合併をするかしないかの合併協議の中で皆さんで話し合われて地域協議会を置こうと。その中で地域協議会委員の選任の仕方をどうしようかというときに公募公選制でやりましょうというのが決定事項としてありました。決定事項にもなっているということで、そこは相当慎重な議論があった上で決まった。そこは相当思い入れがあると私は感じています。

もう一点は、まず13区で地域協議会が始まりまして、公募公選制が始まった時に13区を取組というのはどうなのかということで研究会を、いろいろな学識経験者で、上越市は当時トップランナーでしたので、全国各地から学識経験者を招いて「どうなのか」というような研究をやられた時には、民主的な手続によって選ばれる。これは代表制が加味されている。これは今後のまちづくりにも必要なこと。モデルケースになるのではないか。ある意味、理想形に近い。ただし、理想形でありますのでそこに行くまでには相当な課題というかいろんな問題点も

出てくるだろう。どこもやっていないこと。確かに今、いろんな問題、例えば選挙にならないとか一方的な意見はどうなのかとかいろんな声を私どもも聞きますが、これはあくまでも民主主義の仕組みとして生まれたばかりのものなので、ある程度時間が必要なのではないか。今、川室委員も渡邊学長さんもおっしゃられたとおり、ある程度、勉強というか、一緒になって育てることが必要なのではないかということをお伝えさせていただきます。

【横山座長】

ありがとうございました。それで公募公選制の要否について皆さんにお伺いします。この条例の改正が必要であるとお考えの方は挙手をお願いします。

(1人の挙手)

必要ではないというお考えの方は挙手をお願いします。

(13人の挙手)

大多数の方が改正の必要がないというお考えですので改正の必要なしということでもよろしいでしょうか。

(よしの声)

ありがとうございます。

次の「市民参画」というところで岩井委員から意見をいただいております。補足があれば説明をお願いします。

【岩井委員】

自治を進めていく上で4原則が挙がっていると思うんです。情報の共有と参画と協働と多様性の問題ですが、個人的に考えて自治を進めていく上で何がこの4原則の中で大切なのか考えていました。やはり市民参画と協働が、顕著に付け難いのですが、参画と協働が一番大切なんだろうと考えました。それについての条例を見ていただくとお分かりのとおり二つの項目が非常に貧弱なんです。何行でもなくまとめられています。例えば審議会、委員会、ないしはパブリックコメント、住民投票、そういうものは、情報共有よりも参画の方に入れた方がよいのではないかと思いますので提案させていただきました。

【横山座長】

ありがとうございました。この意見に対して事務局で補足説明があればお願い

します。

【足利係長】

今ほどパブリックコメント、審議会等というのは市政運営第5章のところで書いてあるかと思われま。パブリックコメント一つとっても市民に意見を公表する場合には情報提供に位置付けられますし、また意見を聴くことに関しては市民参画。両方の側面を一つの制度でも持っているかと思ひます。それも議論は相当あったかと思ひますが、どのような骨組みでどこに入れるかというところ、一つの事業、制度でもいろんなどころに分かれてしまうものもあって、それぞれで入れてしまうと分かりづらくなるという話もございまして、そのときのお言葉をそのまま引用すると「一番座りが良い」というところ、今の場所、市政運営のところにパブリックコメントを入れたと伺っております。今のお話で確かに中身は薄いのですが、決して参画のところ、制度がないということではなくて、整理の関係上、一番こういう形が収まるのが良いのではないかという話の中でこの章建てになったということございまして。

【横山座長】

ありがとうございます。このことについて委員の皆さんで御意見がありましたらお願いします。

【海野委員】

今の話ですと、岩井委員の意見に乗っかるように申し訳ないのですが、順番というのは、市民参画が第7章にあるより、もっと前の方というか、文言はあれですが、移せないものなのかなと思ひたのですが。情報共有とかパブリックコメントの近くに。順番的なものがまとまっていた方が読む側としては、続けた認識の中で読めるのではないのかなと感じたのですが。いかがでしょうか。

【増田委員】

いろいろ考えてみたのですが、市民参画のところに入れちゃうと、市民参画にはこういう方法もありますよとなっちゃうんです。ところがここに書いてある審議会やパブリックコメントもそうですが、単に市民参画の一手法ではなくて、自治の柱を成すものだというふうにするんです。だからこそ1条ずつ条立てをして書いてあるというふうにしておかないと自治と言ひながらもそこら辺の位置付け

が下の方になってしまうのではないかという議論なんです。言い方が悪いのですが、この前の時にも言いましたが、審議会もパブリックコメントもかなり形骸化している部分があるわけです。そういうことの実態を考えた上でやはり一つの条立てをしてもうちょっと努力をしていかないと本当に上越市民に力があるかどうかという市民力というのはそんなに高くない。いざというときの市民力はいざというときになってみないと何とも言えないのですが、日常のこういうところを見ていると、例えば基本条例の認識度が低いとか地域協議会の認識度が低いとかということ考えたときもそういった面の自治の市民力もそんなに高くない。というふうに考えるとやはりこれはこれで一つの旗として立てておいて、ここをもう少し充実するように自治の市民力を上げるような努力をこれからしていかなければならないんじゃないかなと考えますと条立ては必要。ただ海野委員がおっしゃるように前の方に持って行った方が分かりやすいかどうかということは考え所ではあるのですが、意味立てとしては自治としての柱だということをしっかり持たせることは必要かなと思っています。

【横山座長】

他に意見のある方はいらっしゃいませんか。

事務局で条立てのことについて何かありませんか。市民会議の中で出た話とかがもしあればお聞かせいただければと思うのですが。

【足利係長】

作った時の市民会議の中では、その辺の章立ての議論もございました。叩き台をお示しして委員さんから代表者会議等で議論をいただいたというところがございます。ただ、これについては、いろんな見方というか章立てについては骨組みでもあるのですが、いろんな見方があって、「こうした方がいいのではないか、あした方がいいのではないか」というのはあると思います。これは最終的に結論としては、その当時の市の法務担当をしている法務室と担当課である程度揉んだ上で「こういう形の流れでどうか」とお示しをした上で結論付けたというところなんです。なので良いか悪いかというのは人それぞれ考え方がございますので、私もその当時はこういう形で作ったということです。

【横山座長】

今回の改正のポイントとしては、条例の規定が原因となって具体的な不都合が生じていないか、それから改正の必要性の根拠となる社会経済情勢の変化があるかないか。この二点が改正のポイントとなるわけで、実際に二つのポイントから見て、この順番で果たしてどうなのかというところを皆さんにお考えいただければ良いのかなと思うのですが、

【岩井委員】

提案者としては、上越市の自治基本条例を一般市民に親しみを持ってもらえるというか、分かりやすいというのが大切だなと思ったんです。この参画とか協働というのは、順番的に後の方に来ているわけですが、本当に中心になるところではないのかと思うわけです。ちょっとこれを充実というか記述が多くなっても良いのではないかと思ったわけです。

【横山座長】

年数が経ってみて、これほど皆さんの認知度が低いという皆さんの意見の中から考えれば、もう少し内容的に見直した方がよいのではないかというのが岩井委員のお考えということですね。皆さんどうでしょう。

【今井委員】

私は、基本条例そのものをいじる必要がないとっていて、ただ市民が知っている人が少ないというのは運用の仕方だと思うんです。これを作るときもかなり苦労しました。なぜなら中学生くらいで分かるものにしようというのがあったんです。難しいものにしたくないというのが、ものすごくみんなの中で議論になっていて作られたもので、私はできたものに対しては良いものができたなと思っています。だからこれをもっとみんなに知っていただくには、運用をもっと考えて、これを進めていった方が。あんまり基本条例をいじるということには賛成ではありません。

【横山座長】

ここでは変えなくていいということでしょうか。

【今井委員】

そうです。

【横山座長】

他に違う意見はございませんか。

文章がこのことについては、皆さんの中でどうしたらいいのかなと考えがまとまっていない方もいらっしゃると思うので、今ここで改正の可否についてを聞くのはどうかなと思うのですが、先ほどの意見と併せて協議持ち越しという考え方もあるのですが、どうでしょうか。

【小林（毅）委員】

ここの参画の34ページの解説を見ると現行のパブリックコメントとか市政モニターを超えてもっと新たに参画の機会というものを作っていかなくてはいけないという提案だと解釈できるので、今ほどの話で「もっと前に行こうよ」ということを決めているので、ここに置いて前向きの施策をいっているんだというふうに解釈すると、もっと参画ということをいろいろ腕を上げて考えていこうよというのがこの会の意見になるのではないかなという感じがするんです。

今、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、中学生が地域の祭りに参画しようということの一つの命題にして青少年育成会議が動き出して、中郷とか五智とか動き出していますので、ああいうことをもっと進めていこうよというこの提言がここにあるので、この解釈は今あるのもそうけどももっと前に行こうよという提言だと解釈してこの思いのことを言うのでよいかないと思いました。

（賛成との声）

【横山座長】

小林委員は、このままでよろしいということですね。

【小林（毅）委員】

はい。

【横山座長】

分かりました。それでは改正の可否について皆さんに御意見を伺いたと思います。改正の必要があるという方は挙手をお願いします。

（1人の挙手）

改正の必要がないという方は挙手をお願いします。

（13人の挙手）

ありがとうございました。これは改正の必要がないということで決定させてい

いただきます。ありがとうございました。

続きまして「協働」のところでは岩井委員から意見が挙がっていますので補足があれば説明をお願いします。

【岩井委員】

協働についても非常に貧弱です。一体自治というのは少なくとも住民が参画してお互いに行政と住民が協力し合って活動していくという、それが中心になるんだと私は思うわけです。そここのところで市議会や市長は公共の課題を解決するに当たり協働を推進していくものとするというのは、ごく当たり前のことです。確かに条例については、あまり細かい部分まで決めると後になってなんだかんだ動きにくいというのがあるのですが、信頼関係を構築するとか、ごく当たり前のことを言っているだけでやっぱり市民活動、自治、即ち住民が中心になって活動をしていくことだと思えます。そここのところで積極的にNPOとかボランティア活動を支援していく。支援という言葉を書いてほしいなと思います。

【横山座長】

ありがとうございました。この意見の考え方について事務局からあればお願いします。

【足利係長】

基本的には岩井委員のおっしゃるとおり非常に大切な部分であると私どもも認識しております。ただ文言については、岩井委員のおっしゃっている意味合いもこの自治基本条例の中に含まれている。そういう趣旨が含まれているのではないかというふうに判断をしているということを付け加えます。

【横山座長】

ありがとうございました。このことについて御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【栗田副座長】

一つ質問なのですが、岩井委員がおっしゃっている支援という言葉の意味が分からないのですが、それを説明してください。

【岩井委員】

支援というのは、その活動が市民のためになる、市のためになるような活動で

あれば財政的な支援を、ということです。

【栗田副座長】

そういうふうの規定してしまうと、それはまずいのではないかと、言いたくなるのですが、それぞれの会、コミュニティはそういう目的を持って活動をされて自立的、自主的にされていて、それに対して何らかの支援をしてしまうと全部の会に支援をしなくてはいけないというふうになってしまうので、そういうことではないだろうと解釈をしていたのですが、その会がその会の目的に沿った活動をするときに一緒に市議会や市長にもやりましようとするのが協働だと言っているわけですから。活動そのものを一緒にやってみましようというのが協働でしょ。支援のところだけ抜き出したりすると協働の方にはならなくなってきちゃうので支援とか育成とか重大ではないかと思っておりますが、それをここに入れるのはまずいし、支援というのはその言葉もその意味だとまずいかなと思います。

【岩井委員】

実際にこの協働のところの条文を読みますと、ごく当たり前のことを当たり前に書いているだけなんです。どこに自治の基本といますか、置いていくかということになるんだらうと思うのですが、協働というところをある程度、もっと具体的に、もう少し積極的な市の基本的な姿勢というものを示せる必要があるんじゃないかと思ったんです。

条例文の中にそういう支援とかの言葉の中に確かに問題が起きる可能性があると思いますのでそこら辺のところはあれなんです。もう少し信頼関係を構築するとか。

【横山座長】

他に特に意見がなければ改正の可否について伺いたいと思いますがよろしいでしょうか。

【増田委員】

お二方とも支援という言葉が条文の中に入れるのが、やや問題だとおっしゃいましたが、おっしゃるとおりなので、これを条文に入れますと市民活動団体は、この条文を盾に「ここに支援と書いてあるから、人的支援、財政的支援をしてくれ」というふうに言ってくる可能性があるんです。それは個々のケースバイケー

スでこの条文を盾に言ってくるのは困るので栗田委員のおっしゃるとおり、そんなことを全部やってしまったら自治にならないというのがあるわけですから、支援という言葉も解説も含めて入れることについては非常にリスクがありますので入れない方がいいというふうに思っています。

【横山座長】

ありがとうございました。それでは改正の要否について皆さんにお聞きします。改正が必要だと思う方は挙手をお願いします。

(1人の挙手)

改正が必要ではないと思う方は挙手をお願いします。

(13人の挙手)

ありがとうございました。改正の必要はなしということで決定したいと思えます。

以上を持ちまして条例の改正に関することの全ての意見に対して協議が終了いたしました。一通り確認をいたしますが、条例に関することのNo.5について渡邊委員からいただいております意見につきましては、皆さんいろんな意見があるということで次回以降に協議をするということで、このことを除きまして、残りは全て改正の必要はなしということで決定をさせていただきました。条例に関することの議事はここまでです。

続きましては、市の取組に関することについて説明をさせていただきます。

【栗田副座長】

ちょっとすいません。No.5については保留になっていますが、どういうふうに進めていくのですか。

【塚田課長】

折角、燃え上がった議論ですので30分予定を変更して、ここでやられた方がよいのかなと思います。

【海野委員】

逆の意見なのですが、要するに皆さんこれに議論があるという話なので30分や1時間でできる話じゃない。むしろ先ほど浦壁委員がおっしゃったように折角挙がってきた意見をとにかくあと2、3回で何とか形に持って行きたいという方

向で、渡邊委員が言ったのは本筋という意味ではなくて、市の取組に関することを進めていってから時間が取れば、もう少し課の話も聞きたいと個人的には思いますし、最初の取り決めた話を優先した方がいいと思います。

【横山座長】

ありがとうございました。事務局からは持ち越している協議について協議した方がよいのではないかという御提案。海野委員からは市の取組に関することについて皆さんで意見を交わして、その後、協議し残した部分の話をした方がよいという意見があります。このことについてどうでしょうか。

【浦壁委員】

No.5の渡邊委員の意見について採決取りましたか。これは採決保留なのですか。

【横山座長】

そうです。

【浦壁委員】

そうすると残っているわけですね。条例に関することについては、それならした方がいいんじゃないですか。少々時間が延びたとしても、私はそう思います。今の海野委員の意見ももちろんそうなのですが、その前に条例に関することとして、ここに挙がってきている以上、全部他のところは採決できたわけです。渡邊委員の意見は保留という形ですね。そういうふうになりますと次回に繰り越せないのではないですか。どうにかしてでもこの場所で委員が全部そろったところで採決に持って行くべきだと思います。

【横山座長】

どうでしょうか。今、協議した方がよいという意見がありますが、渡邊委員の意見を協議して、お時間10分ほどになりますがよろしいでしょうか。

【増田委員】

ちょっと待ってください。渡邊委員がおっしゃっているようにいろいろなものの考え方があります。非常に奥も深いですよ。だからそこら辺で「はい、採決」確かに採決は簡単ですが、簡単に採決で結論を出す問題ではなくて、もう少しじっくり考えた上で、今日いろんな話があったわけですが、その話を踏まえた上で、もう少し熟慮した上でやろうというふうにしないといけないと思いますので時間

云々ではなくて、むしろ残った時間は市の取組に関することの進め方とか次回以降スムーズに進めるための段取りを取った方がよいという提案をします。

【今井委員】

賛成です。

【横山座長】

市の取組に関しての方を先にやりたいという御意見もありますが、渡邊委員の意見の方を先に協議した方がよいという方は挙手をお願いします。浦壁委員から出ている意見の、残りの時間にやった方がよいという方は挙手をお願いします。

【渡邊委員】

ちょっとすいません。提案なのですが、かなりいろいろ深いものがあると思う。今日の意見でここはちょっと議論した方がいい。変えた方がいいんじゃないかなという人が一杯いると思うんです。事務局で今日の意見をまとめて、こんなふうに変えたらという提案を次回に出してもらおう。それでやりましょう。そうしないと進まない。それまでに事務局から問合せがあったら私の意見を入れて次までに出すようにしておきます。そうしてください。

【横山座長】

渡邊委員からもう少しのめり込んだ意見として次回にという意見がございますが皆さんそれでよろしいでしょうか。

(よしの声)

それでは残りの時間が少々となりました。市の取組に関することについて説明をさせていただきます。お手元の今後の進め方という資料の「3 市の取組に関する事項についての協議」というところで協議の手順というところをご覧ください。

資料の上越市自治基本条例の検証に関する意見整理表の3ページ以降の検討欄に、最初に事務局からの説明もありましたが、この検討のところに○×△と振ってあります。このうち○に関しては事務局で条例に起因する事項なのか市の取組に起因する事項なのか検討する必要があると考えられる意見として○が付いています。このことについては、皆さんから協議をしていただきたいと思います。

それから△については、これから各委員さんで不足の言葉ですとか、どうしてそういう意見になるのかということを確認した上でそのことについて協議するか

どうかを判断いたします。

×になっている部分もありますが、このことは市の取組に起因するということで直接関係ないということで×が付いているもので、このことについては、後ほどどういうふうにしたらいいのかということで皆さんで協議を進めていただきたいと思いますと考えております。

今日は、あと20分しかございませんので、○が付いている三つについて協議をしていただきたいと思いますと思うのですが、次回以降の会議の練習のために一つだけでもやってみたいなと思います。

【増田委員】

今後のスケジュールの中に市民からの意見をお示ししてもらおうというところがないのですが、この前の説明では市民からもこれについて募集しましたという説明がありましたよね。それをどこの時点でやるのでしょうか。

それから、もう一点はこの中でやるのですが、条例に起因するものの協議とあるのですが、協議の結果、どういうふうにするかということがここに書いていない。場合によっては、今、条文は直す必要がないというふうに言いました。逐条解説がもしかすると直すところがここで協議をしている中で逐条解説の中で出てくるかもしれないです。その余韻を残しておかないと協議して終わりなの、ということになっちゃうとこれは何だったのということになっちゃうので、協議の結果どうするかということが、当然市長に報告なんでしょうけど、市長に報告して終わりかということ、市長に報告をして必要なものは当然市長から各部署に指令が行くわけです。それは要するにこの協議会として意見書としてまとめなければならないわけです。この中には意見書としてまとめるという図式になっていない。第6回に意見書の内容確認というのがあるのですが、4回と5回で協議する中で意見書を想定しながら協議していかないと意見書がまとまらないよ、ということになるのですから、そういうことも確認したい。

もう一点は、地域協議会、地域自治区については、この時はまだ13区しかなかったのが15区はなかったのですが、自治の中で条例の中でもそうですが、自治というものの考え方の中で地域自治区、地域協議会と非常に大きな比重を占めるんです。だとすれば当然皆さんに地域協議会の皆さんにこういうものがあって

市はこういうふうの評価しましたよ、皆さんこれで良いですか、ということ意見をとして諮問する必要はないと思うのですが、意見として聴いてほしいんですよ。そこから挙がってきた意見を取り入れて最終的な意見書としてまとめたいというふうに思っています。そうでないとこれだけ大きな、過去5年間やってきたもの、しかも市民が関わる自治の問題について、この委員の中で進めて「はい、できました」。これでいいのかと言ったら、一番最初にありましたように条例の認識が非常に低い、なおかつ地域協議会の認識も低いという中で我々もそれなりの認識を上げるために努力をしなければいけないということになれば、当然その人たちの意見を伺っていくべきだと思いますので、そういう日を取ってほしいというふうに思います。

【横山座長】

事務局お願いします。

【塚田課長】

今、三点御意見をいただいたかと思えます。

一点目の市民に意見を取った結果ということですが、結果的にお一人の方から一点の意見をいただきました。結果的にはこれからやる公募委員のところでもいただいた案と同じ内容でした。これについては、次回の会議でいただいた意見をお示ししようと思っておりますので、そこでこの結果を踏まえてお願いしたいと思っております。

二点目の意見書の内容を踏まえた議論というのをまとめるとお願いしておりますが、私どもの方でいろんな御意見をいただいている中で整理しまして、意見書の方の下絵を考えながら進めておりますので、それについては第4回にまとめて今後どうするのか、できたところまでするのか、今後の作業の進み具合によって考えていただきたいなと思っております。

それから地域協議会の意見を聴くべきというお話については、検討させていただきたいと思っておりますので、今日は回答は控えさせていただきたいと思っております。

【横山座長】

増田委員、よろしいでしょうか。

【増田委員】

はい。結構です。

【横山座長】

市の取組に関する事項についてに戻りたいと思います。

今日は、○×△のところで○についての意見について、全部やるのは次回以降になると思うのですが、練習も兼ねて一つだけ○についての部分について協議の練習ということでやってみたいと思います。

○が入っているのは、5ページ目の検討欄のところで△とか○、×と書いてあると思うのですが、○と書いてあるところで見たいのですが、この件について最初の一つだけやってみたいと思います。

これは協議するというので今井委員と岩井委員のお二人に意見として挙げていただいております。関連としては、委員公募についてのことですが、関係してNo.23、24のところで増田委員と私が意見として挙げていると思います。増田委員の方は、検討欄は△になっているのですが、今井委員と岩井委員の方でこの意見について内容について教えていただきたいと思うのですが、補足の説明があればお願いします。

委員公募についてお二人とも書かれているのですが、補足があればお願いします。審議会の委員の公募というところで挙げてありますが。

【今井委員】

条例を策定する時にかなり議論になったところで、この時は市民公募は是非半数くらいにしてくださいという意見がかなりあったんです。それは議論の結果、私の記憶が定かじゃないのですが、逐条の方に入れるというようなニュアンスだったと思うんですが逐条の方には書いていないんですよ。是非この辺をきちんとやっていただきたいというのが、市民参画をちゃんとやらないとなかなか自治が進んでいかないし、市民がいろんなことに対して関心が薄れてしまうというのがあって、そういう議論もあったのですが、それが実現されていない。今見ると、この間、資料をいただきましたが、ほとんどが一人、二人、三人なので市民がそれくらいしか入っていない。それではここにはできるだけ発言してもらおうようにとは言いますが、相手が15人もいるところに1人、2人の委員はなかなかしゃべれない。心臓の大きい人はしゃべれるかもしれませんが、言ったとしてもその

意見が救われないという部分もあったりして、私はこの辺をきちんと改善していかないと進まないんじゃないかという気がしたので挙げました。

【岩井委員】

ほとんど同じ意見なのですが、私も過去に審議会とか委員会の委員を務めていたのですが、一般公募の市民ですと専門性が少し薄れるかなとも思うのですが、自治というか市民参画と言いますか、そういうものを進めていく上で公募委員は自分で応募しますので意見も積極的に言う方が多いですし、そういう意味で専門性が薄れるかもしれないが、かえって一般公募の委員の方を今現在の少ない状態ではなくて、もう少し多くしていただければ審議会も委員会も活発になるのではないかというふうに思いましたので挙げました。

【横山座長】

ありがとうございました。委員公募については、増田委員も意見として挙げてありますが、二人の意見に対しては、公募委員の登用に対しては答えていると思うのですが、今井委員と岩井委員とちょっとここが違うということで補足することがあれば。

【増田委員】

公募の応募が思わしくないと聞いていたのですが、実は今井委員がおっしゃったように30人のところ2人くらいが公募の人が来ていろんな意見を言うのですが、他の人たちは有識者がいて、議長も大体その有識者という人が務めるわけですから、ほとんどの委員会が大まかなストーリーで落とし所が違うんです。だから二人や三人の公募委員がいて意見を言っても結局反映されないで当初の原案のとおり決まってしまうというふうなそういうことばかりを経験すると「あんなところに行くのやめた」「言うだけ時間の無駄」というような雰囲気が出てきているわけです。少なくともこの会議みたいに公募委員が半分以上いれば、あるいは全部が公募委員だとすれば、いろんなことを話し合うんですよ。話し合いの中で今まで見えなかったものが見えてくる。いつも同じ顔ぶれで見えないものはいつまで経っても見えないものなんです。それでは市民参画というのは進展していかないし、審議会という中身も形骸化したものになってしまうということがやはりこのところは公募の在り方を見直すべきだと。これは、条例策定の時にかなり論

議をされました。少なくとも半数は、公募委員とすべきという意見が大勢を占めたのですが、一番最後に逆転したのは委員会は委員の選任した状況で説明することがあったら逐一説明をするというようなことが条文解説に書いてあるので、それをもってそういうことは廃止できるのではないかと。というようなことでやったのですが、結果的には資料を出していただいたとおり、どこの審議会も公募委員数が一人か二人なんです。総合計画も30人のうち公募委員は二人です。本当に市民目線の意見を言っているのですが、その意見なんてほとんど通りませんでした。だから公募の委員は「あそこに行っても無駄」ということで委員を引き受けておられましたので、これではまずいと。やっぱり「私が委員になったからには上越市の市民のために一生懸命しよう」「時間がかかっても良いからやろう」という雰囲気を作らないと自治というのは進展しないというふうに思いますので、そういう観点からは見直して条例策定の際の論議をもう一度皆さんで確認していただいて、場合によっては、その論議を少し逐条解説に持ち込みたいなと思っています。何故、逐条解説に持ち込みたいかという、この5年間の実態がその時論議されたことが全く反映されない実態にあると。これではまずいという思いがありますので、そういうことから提案をさせていただきました。

【横山座長】

私もこのところでは意見を出しているのですが、委員の市民公募の割合の比率が低いというのは、市民参画の機会が狭いのではないかな。このところを先ほどの専門の委員会というのは確かにあるのですが、そうじゃないところでも市民の声という場所も必要であるし、地域協議会や委員会や審議会それぞれの会議の役割というものがあると思いますので、その役割のところに市民の声を反映させるということも大事かなと思います。やっぱりその取組を市の方でお考えいただければ、何か市民参画の機会が増えるのではないかなと思って私も意見として挙げさせてもらいました。

【浦壁委員】

今の件について事務局にお聞きしたいのですが、委員会とか審議会、メンバーが私も言われたようにいろいろなところに出させていただいて、意見を出させていただいているのですが、絶対的に数が全部公募にするくらいで良いと思うんで

す。公募をするということは、そういうふうな気持ちを自分でもってものすごい関心を持ったり、意見をわんさか持って応募するわけです。今までの例からいいますと、例えば、市の方から言われて来たという委員さん、ど素人もいいけれど、あ然とするような意識のレベルの人がたくさんいました。ああいうふうなのを見るとこれを審議会とか委員会に、条例か何かこういうふうなことにに関して、審議会条例とか委員会条例で何人を専門性のある人にしなきゃいけないとか、公募の人数は規定はなくてもいいのですが、専門性のある人を何人以上にしなきゃいけないという規定はあるのでしょうか。私は本当にその点について、公募する人がものすごく勉強をして委員会が終わった後びっくりするくらいいろんな意見を戦わしているのも記憶にありますし、顔を見ると本当に充て職、これはどういうのでしょうか。あれについて、全く関係ないところで全部充て職でほとんど埋まっている。関係ないみたいな部署、いろんな建設とか入札とか高齢者とかいろいろある。行政のあらゆる部分がほとんど、どこの委員会に行ってもみんな充て職で同じメンバーなんです。私もお陰さまでいろんな分野をまたがせていただいて、これではやっぱりと思って、今回の地域協議会で勉強させていただいておりますが、これも言いたいことはあれですが、この場では。委員のことについて、公募のことについて条例か何かで審議会の専門の分野から何人以上とかそういうものが決まっているのでしょうか。お聞きしたい。

【塚田課長】

条例で特に決まっているということではないですが、中には要綱とか規則に基づくものもあるんですが、ある程度こういう分野から委員を選ぶ総数とどういう分野から選ぶという規定があるものもあります。明確にどういうルールかと統一したものはありません。どうしてそういう個々に決めができていくかというのは、ここに意見として書かかせていただいたとおりであります。それぞれの会議の性格からしてどういう人から入ってもらったらいいかというのを個々に検討して決めているというのが実態です。

【浦壁委員】

今もこういう問題が出てきているのですが、今後そういうようなことについてここから意見を出すかどうかの問題になるのですが、一応方向性としては、〇に

なっていますね。どこまで、いつもこういうふうにあるんですよ。何かあるごとにこれがあるんですよ。私もこういうふうに意見照会に出さなきゃいけないときは、必ずこれに問題があるんじゃないかというふうに挙げます。

【今井委員】

浦壁委員の熱い思いがジンジンと伝わってきます。これは本当は基本条例の中に入れてほしいんですが、これをひっくり返すとなると大変なので、せめて逐条の方に入れていただきたいと要望します。

【横山座長】

委員の公募については、皆さんの御意見もあれなんですけど、他に違う御意見のある方はいらっしゃいますか。

【川室委員】

反対ではないんです。全部公募になるのが理想だろうと思います。理想ではあるのですが、公募で来られる方は非常に常連さんというか限られた方が多かったですり、民主主義というのはその場の作りみたいのがありまして、言いたい放題が民主主義かというとは実はそうではなくて、専門家であるところということもとっても大事なことで、あまり市民が言いたい放題の場所を作ることではなくて、ある程度歯止めを持ちながら広めていくというか、時期的なものも段階的なものもあると思うんです。ですから余り思いきって今ここでたがを外してしまう、もちろん理想はそうなんです。それを目指しながらも突然いろんなものを外してしまうのはと心配しています。

【今井委員】

今の意見に反論するようで悪いのですが、全部が全部そうしろと言っているわけではないんです。特に市民に関わる部分に関しては、専門性は別として市民に関わる部分は是非半分くらいでいいから公募にしてください。そうしないと自治が進まないんです。皆さん、今回のこの席に是非出てほしい人がいて、その人に「一生懸命、この条例を作った方だから是非5年目の見直しに出てください」と言ったんです。でも「あんなところに行ったら所詮は言ったって無駄なんだ」という感じで今回は蹴られた方がいらっしゃいます。でも私はそういうことが少しずつ進んでいけば、そういう考えも少しずつなくなってくるんじゃないか。そ

うすると、本当に元気にしたい、自主自立のまちにしたいというのは、市民の力なんです。市民力をもっと上げないと元気は出ません。そういう意味でももっといろいろな人の意見をいろいろな角度から聴いて、それを反映させることが大事だと思う。だから聞きっ放しではなくて「そうなのか、そういうこともあるのか」ということでそれを実践していく、それが大事だと思います。以上です。

【横山座長】

ありがとうございました。委員公募について市の意見に対する考え方が書いてあるのですが、ここで何か補足することがあれば事務局の方からお願いします。

【塚田課長】

ありません。

【横山座長】

いろんな方から委員公募に対する御意見をたくさん頂戴しましたが、この意見が条例に起因するものなのか、それとも市の取組に起用するものなのかということで皆さんから御意見をいただきたいと思います。条例改正の中に考えるポイントとして入れるかどうか。どうでしょうか。

例えば、市の取組の意見ということでよろしいですか。

【増田委員】

先ほどどなたかがおっしゃられていた条文解説に入れたらという話が出ましたが、一応条文解説に入れるという方向で検討したらどうか。検討の結果、入れる場合もあるし入れない場合もあるかもしれない。ということになりますので、とりあえずそういう方向で考えるというふうにしたらどうでしょうか。

【横山座長】

今日は時間が4時を過ぎてしまいましたので、増田委員から条例改正の考えるポイントの中に入れても良いのではないかというような御意見がございましたが、具体的にどういうふうにするかというのが時間がないので、この場では協議ができませんので次回にこの意見をまとめて、どういうふうにするかということでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。いろんな意見が出て渡邊委員の自治の方の意見にもこの話は反映させられる話ではないかなと思いますので、まとめて今日出た意見ということで次回に、また出していただくと皆さんからこんな

意見が出たということで、渡邊委員の意見と合わせて出していただければ協議のポイントとして皆さんと協議できると思いますので事務局にお願いをしてもよろしいでしょうか。

【小林（毅）委員】

市の方で資料として提供していただけるかお聞きしたいのですが、今ほどの話の中で本来規則で決まっていて、こういう形で委員構成をしていった方がいいというのも当然あると思うんです。それからよりまちづくりに関わる市民の意識を高める、自治に関わる傾向の強いものについては、より公募性を強くしていこうと、経過措置も含めて有り得ると。各種委員会における委員構成の選定のルールとかの資料ありますよね。おそらくそれは男女共同参画の時に女性を何%にするかという資料があるような気がするのですが、そんなものを基準にみんなで見ながら考えたらどうか。それでどうだと結論は出せないと思いますが、規則できちんと決まっているし、優先性が高いので歴史景観審議委員とか、ちょっと傾向を見ないとここで議論ができないのではないのでしょうか。

【横山座長】

審査枠を広げるポイントとして、そういうのが可能かどうかというのは。

【小林（毅）委員】

どんなにかかるか。それがどのような委員構成になっているのか新たに作らなくても過去の何かを加工すればいいので、資料として提出していただければ考えるポイントになるのかなと思います。どうでしょうか。確か行革の…

【塚田課長】

資料を確認して準備できればお出しさせていただきます。

【横山座長】

市民参画を広げられるポイントとして資料が出てくれば、協議の時に使わせていただくということにしたいと思います。

今日出ました意見は、次回に今日持越ししました渡邊委員の意見と併せて協議していきたいと思います。よろしいでしょうか。

(よしの声)

ありがとうございました。

最後、事務局から連絡事項がございましたらお願いします。

【塚田課長】

今の意見の出し方ですが、どんな出し方をしたら。これにプラスする格好でしょうか。

【渡邊委員】

最終的なまとめ方については、今後協議させていただきます。

【塚田課長】

いただいた意見のところに今日出た意見を追加というイメージで考えられておられるのか、事務局も用意しますが、今日出た意見を整理するのか、どういうふうにお出ししたらよろしいでしょうか。

【横山座長】

出た意見だけお出しただければいいと思うのですが、議事録の要旨でいいと思います。

【塚田課長】

議事録の要旨でいいですか。

【横山座長】

はい。

【塚田課長】

議事録本体と議論の部分だけの要旨という格好ですね。わかりました。

それでは事務局から2点お願いしたいと思います。

後で説明する予定になっていた、今日お配りした資料の今後の進め方のところの資料にもあるのですが、×を付けさせてもらいましたのは、私どもの方で一方的に付けさせてもらっていますので、委員の皆様からは「○にすべきだ」という御意見もあろうかと思っておりますので、そういうものにつきましては、今日お配りした資料に議題調整票を用意しましたので、ここに×のものを○にすべきだというものがあれば、番号とその理由を書いて10月3日（水）までにお出しいただきたいと思っております。提出していただく方法は、郵送、メール等何でも構いませんし、メールでパソコンで打たれるという場合に様式は一切こだわりません。出していただければ結構ですので、いろんな恰好で御意見をいただければ次回の会議で○

の方向で会議をするのであれば、ルールに従ってやっていただければと思っておりますので、時間がない中で申し訳ございませんが、御意見をいただきたいと思っております。

次回の会議の日程ですが、既に文書でご案内させていただいておりますが、第4回については、10月10日（水）、第5回目が10月24日（水）ということですのでいずれも14時からの開始ということになっております。会場は、4回目が市役所第一庁舎5階の第2委員会室、5回目が同じ庁舎5階の第3委員会室ということで御案内をしておりますのでよろしくお願いいたします。日程が込み合っておりますが、申し訳ございませんが御協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

【横山座長】

ありがとうございます。以上をもちまして本日の会議を終了いたします。長時間に渡りありがとうございます。

9 問合せ先

自治・市民環境部自治・地域振興課自治推進係 TEL:025-526-5111(内線1429)

E-mail : jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。